

令和6年度定額減税調整給付金給付業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、令和6年度定額減税調整給付金給付業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定にあたり、本業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 最適候補者等の選定

最適候補者及び次点者の選定は、本業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に併せて公表するものとする。

3 参加資格の確認

中野市（以下「市」という。）は、参加表明者から提出された参加表明書に基づき、参加資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

4 評価点

審査委員会は、事業者の業務実施体制、業務実績、企画提案書及び提案価格から評価点を算定する。

審査委員一人当たりの配点及び評価項目は次表のとおりとする。

評価項目	項目	評価基準	配点
業務実績	同種業務	数千件規模の給付金事業に係る通知、審査、データ作成、コールセンター等業務について、十分な受注実績があるか	20
	類似業務	全国での同種業務（特別定額給付金、臨時特別給付金等）について、十分な受注実績があるか	10
実施体制	実施体制	本業務の遂行に必要な業務責任者及び担当者が配置され、より良い計画策定に資する資格や経験を有しているか。また、十分なサポート能力・体制を有しているか。	10
企画提案能力	業務理解・情報収集能力	本業務内容及び現在の国方針等を正確に理解・把握しており、全国的な情報収集が可能であるか	20
	実施時期	効率的な業務内容等により給付について早期に実施可能か。	20
提案価格	見積金額	提案価格に対する最低提案価格の比率	20
合計			100

5 評価方法及び手順

(1) 評価点

各項目の評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

(2) 評価点が基準に満たない場合の取扱い

業務の確実な履行を確保するため、企画提案評価の小項目に0点の項目がある場合は、失格とする場合がある。

(3) 提案価格評価

① 企画提案者の提案価格見積書の封書を審査委員長が開封し、審査委員の立ち合いにより提案価格見積書の金額を確認するものとする。

② 次により評価点を算出する。

提案価格評価点＝配点×最低提案価格／当該企画提案者の提案価格

6 最適候補者及び次点者の選定

(1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

(2) 評価点が同点の場合は、企画提案点が高い者を上位とする。

(3) 上記(2)においても同点の場合は、審査委員会の協議により選定するものとする。

7 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて最適候補者及び次点者を決定し、最適候補者及び次点者に通知する。

また、結果については令和6年6月3日に市公式ホームページで公表する。